

中部山岳国立公園

中部山岳生態系維持回復事業計画

令和5年9月1日

農林水産省 環境省 告示第6号

1. 生態系維持回復事業計画の名称

中部山岳国立公園 中部山岳生態系維持回復事業計画

2. 生態系維持回復事業計画の策定者

農林水産省、環境省

3. 生態系維持回復事業計画の計画期間

令和5年9月1日から下記の目標が達成されるまでとする。

4. 生態系維持回復事業の目標

本州の中央部に位置する中部山岳国立公園は、北部の白馬岳から南部の乗鞍岳にかけて、3,000m級の山々で構成される我が国でも屈指の山岳公園であり、標高や地形・地質、積雪深といった環境の違いに対応した様々な植物が生育し、多様な原生的自然を有している。高山帯(標高2,500m以上)や亜高山帯(標高1,500m~2,500m)には、ハイマツ群落や雪田の高茎草本群落等で構成されるお花畑、シラビソやオオシラビソが優占する亜高山帯針葉樹林、ダケカンバ林等が分布しているほか、白馬岳地域のみ分布するクモマキンポウゲやタカネキンポウゲ等、特有の植物が数多く生育している。さらに、我が国の山岳環境を象徴する種であるライチョウや高山蝶であるタカネヒカゲ、ミヤマモンキチョウ、ベニヒカゲ等、高山帯を主として生息する動物も数多く生息している。また、標高1,500m以下の山地帯ではブナやミズナラを主とした夏緑広葉樹林が分布している。

一方で近年、本国立公園においてもニホンジカの個体数の増加と生息域の拡大が確認されている。特に山地帯のほか高山帯・亜高山帯において、ニホンジカの確認情報(目撃、痕跡、鳴き声、自動撮影カメラによる撮影等)が毎年報告されていることから、高山・亜高山帯へのニホンジカの侵入と生態系への影響が懸念されている。高山・亜高山帯に生育する高山植物はニホンジカによる採食圧等の環境変化に対して脆弱であり、一度衰退すると回復に長い年月を要するとされている。また、植生の衰退は高山・亜高山帯に生息する動物の生息環境の劣化をもたらす。本国立公園と同様に山岳公園である南アルプス国立公園においては、ニホンジカが高山・亜高山帯へ侵入し生態系への影響が確認されてから、約10年で急速に被害が拡大したことが報告されている。本国立公園の一部地域では、繁殖により個体数の増加に寄与するメスの定着が進行している可能性が指摘されており、生態系への被害が発生するリスクは高くなっていると考えられる。

本事業では、関係機関と相互に連携・協力しながら、国立公園内において調査・監視(モニタリング)及び捕獲等を実施しつつ、周辺地域とも連携を図ることで、国立公園内の高山・亜高山帯へのニホンジカの生息域拡大及び高山植生等への被害

発生を未然に防止し、中部山岳国立公園の生態系の維持を図ることを目標とする。

5. 生態系維持回復事業を行う区域

中部山岳国立公園全域

6. 生態系維持回復事業の内容

(1) 生態系の状況の把握及び監視（モニタリング）

地域の生態系を特徴づける植物の生育状況、生態系の攪乱要因となるニホンジカの生息状況等を把握するための調査を行い、その動向を定期的に監視（モニタリング）する。

① 保護すべき重要な植物群落の監視（モニタリング）

ニホンジカによる影響を特に受けやすい植物群落、国内希少野生動植物種や絶滅危惧種等が生育する植物群落、優れた自然の風景地として重要な植物群落等を考慮して、保護すべき重要な植物群落（以下、「重要群落」という。）の選定を行い、重要群落の生育状況やニホンジカによる植生被害の発生状況について、定期的に監視（モニタリング）を実施する。

② 生態系の指標となる動物の生息状況の把握

生態系の維持又は回復の指標とするため、ライチョウ等の鳥類、高山蝶等の昆虫類について調査を実施し、生息状況の把握に努める。

③ ニホンジカの生息状況の把握

ニホンジカの生息状況、季節移動ルート及び越冬地等を把握するため、自動撮影カメラによる生息動向調査や GPS テレメトリー首輪を用いた追跡調査等を行う。また、公園利用者や山小屋等からニホンジカを目撃情報を収集し、生息域の変化について分析する。さらに、中部山岳国立公園の周辺地域におけるニホンジカの捕獲数等のデータを毎年収集し、分析を行う。

(2) 生態系の維持又は回復に支障を及ぼすおそれのある動植物の防除

生態系の維持に支障を及ぼすおそれのある動物の防除として、くくりわな等を用いたニホンジカの捕獲及び捕獲個体の処理を実施する。

中部山岳国立公園においては、ニホンジカの生息域が高山・亜高山帯等へ拡大するのを未然に防止することが重要であるため、上記（1）の調査・監視（モニタリング）結果を踏まえ、重要群落への影響度、国立公園周辺での管理捕獲の実施状況、捕獲地域、捕獲規模、捕獲体制、捕獲手法等について検討し、効果的な捕獲の実施に努めることとする。くくりわな等を用いたニホンジカの捕獲を行う際は、誘引餌等を用いた効果的な捕獲手法を検討するほか、ツキノワグマ等が錯誤捕獲されるのを防止する手法についても検討を行い、公園利用者や作業者の安全に十分配慮する

こととする。

さらに、上記（１）の調査・監視（モニタリング）を実施した結果、中部山岳国立公園内でニホンジカの分布が拡大し、高山・亜高山帯において生態系に攪乱が生じるリスクが高まった場合は、必要に応じて重要群落の周辺等に植生保護柵等の設置を行う。

（３）動植物の生息環境又は生育環境の維持又は改善

令和４年現在、中部山岳国立公園内の高山・亜高山帯においてニホンジカによる採食圧等の影響は確認されていないが、今後上記（１）の調査・監視（モニタリング）等において、植生の衰退等が懸念される状況になった場合は、該当地域に生育している重要群落等の植物の生育環境の維持又は回復を図る。

（４）生態系の維持又は回復に資する普及啓発

中部山岳国立公園内における生態系の重要性、ニホンジカの分布状況や懸念される生態系への影響、捕獲等の対策の必要性、本事業の実施状況等について、インターネット等を活用し、地域住民や公園利用者等に普及啓発を進め、本事業への理解と協力を働きかける。併せて、国立公園内におけるニホンジカの日撃情報を収集するために、公園利用者や山小屋等に対して協力を依頼する。

（５）前各号に掲げる事業に必要な調査等に関する事業

中部山岳国立公園内におけるニホンジカの分布状況や生態系被害の発生リスク等について、簡易かつ効果的に実施可能な調査手法の研究開発を行う。調査手法の開発に際しては、公園利用者や山小屋等から、ニホンジカの日撃情報や高山植物の被害状況について情報を収集するシステムを検討する。

また、ニホンジカの侵入初期段階において、効果的で安全な捕獲手法の開発・実証試験を行う。さらに、アプローチが困難な高山・亜高山帯等において、設置や維持管理を簡便に実施可能な植生保護柵について実証試験等を行う。

その他、ニホンジカによる生態系への被害発生を未然に防止するために必要な手法について、調査・研究・実証試験等を実施し、より効果的な事業の展開を図ることとする。

7. 生態系維持回復事業が適正かつ効果的に実施されるために必要な事項

（１）生態系維持回復事業計画の評価及び見直しに関する事項

順応的管理の考え方に基づき事業を実施していくため５年を目途に生息状況を確認して、目標の達成状況、事業の実施内容、効果等について総括的に検証・評価

を行い、必要に応じて本事業計画の見直しを行うこととする。

なお、期間内にあっても必要があると認められる場合には、見直しを妨げないこととする。

(2) 生態系維持回復事業の実施に関連する計画との連携に関する事項

本事業の実施に当たっては、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づいて県知事が策定した「鳥獣保護管理事業計画」、「第二種特定鳥獣管理計画」、「指定管理鳥獣捕獲等事業計画」、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律に基づいて市町村が策定した「鳥獣被害防止計画」等との整合を図るものとする。また、国有林野の管理経営に関する法律に基づき森林管理局長が策定した「地域管理経営計画」とも整合を図るものとする。

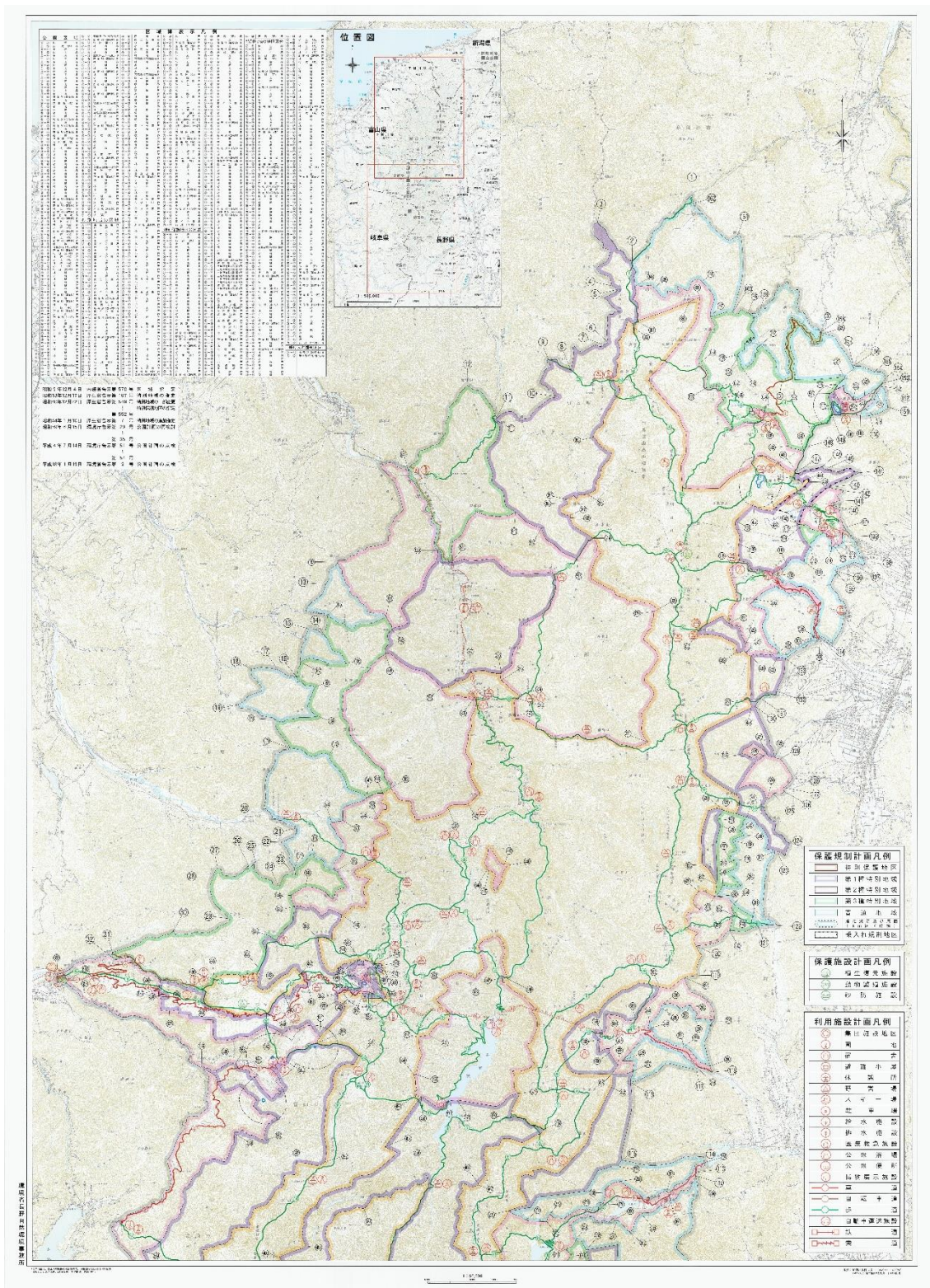
さらに、中部山岳国立公園野生鳥獣対策連絡協議会が策定した「中部山岳国立公園ニホンジカ対策方針」とも整合を図ることとする。

(3) 生態系維持回復事業の実施体制に関する事項

関係行政機関、関係団体等と本事業に係る情報を共有し、連絡調整を図るとともに、連携・協力して必要な事業を実施していくものとする。また、中部山岳国立公園を利用しているニホンジカの季節移動経路や越冬先となっている、国立公園外の地域の関係機関とも、情報共有及び連携に努めるものとする。

また、本事業における調査や捕獲等の結果については、関係行政機関、関係団体等で構成された「中部山岳国立公園野生鳥獣対策連絡協議会」等において情報共有を図るとともに、専門家からの評価や助言を受け、随時事業へ反映することを検討する。

中部山岳国立公園（北部）



中部山岳国立公園 (南部)

